

第7回営業秘密官民フォーラム（2021年6月2日）

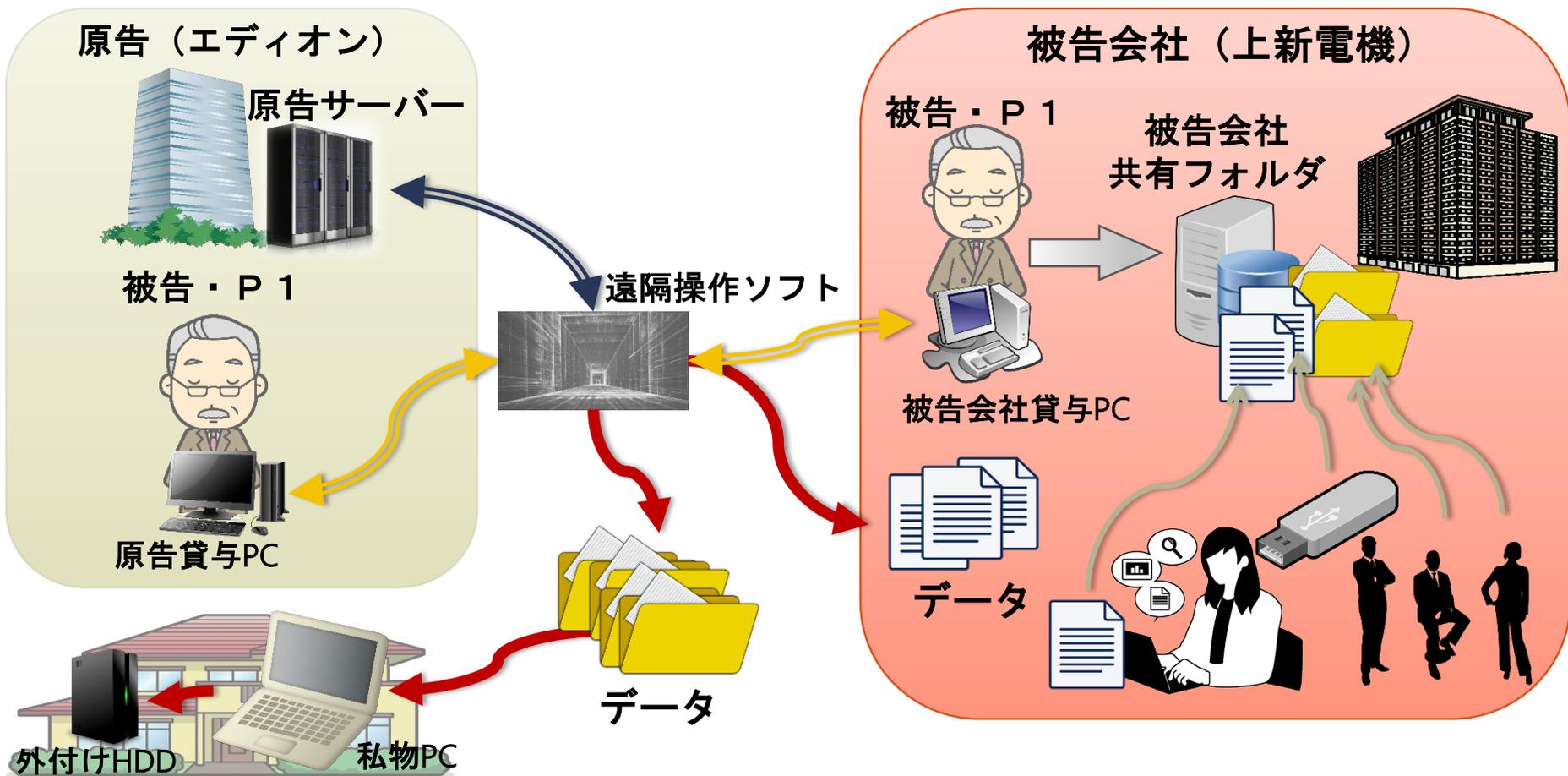
最近の事例から見える 営業秘密の管理対策

弁護士知財ネット

専務理事 弁護士 林 いづみ

事務局 弁護士 阿久津 匡美

エディオン v s 上新電機事件の概要 (大阪地裁R2・10・1判決より)



	原告（エディオン）	被告・P1	被告会社（上新電機）
S59・4～H18・3		住宅設備機器メーカーA社に勤務	<p style="text-align: center;">被告会社について 民事一審判決が認定した不正競争</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被告会社共有フォルダの「Edion」フォルダ内に保存されていたことが認められたデータ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被告会社は故意・重過失で取得 ● 被告会社共有フォルダの「Edion」フォルダ内に保存＋被告従業員が業務上使用するUSBにも保存 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被告会社は故意・重過失で取得 ● 被告P1と他の従業員が原告の情報であることを明示してやり取り <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被告会社は故意・重過失で使用 ● システム開発の中心メンバーである被告従業員に対してデータを交付して参考にするように指示＝被告会社におけるシステム開発の参考に供された <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被告会社は故意・重過失で使用 ● 被告会社共有フォルダ内に保存されていたことを認めるに足る証拠がない <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被告会社による取得・使用ナシ
H18・4～		家電量販店HB社に勤務	
H19・2	TH社（リフォーム事業等）と資本提携に関する基本合意		
H21・4～		HB社の子会社であるTH社の取締役を兼務	
H21・6ころ	リフォーム事業に新規に本格参入大型店舗を中心に順次事業展開		
H23・10	原告がTH社を完全子会社化		
H24・4		原告に出向	
H24・10		原告に入社	
H25・4・1～9・30		リフォーム事業を担当するELS統括部商品開発部部长	
H25・10・1～		組織変更によりELS商品部商品企画課課長	
H25・10・11		原告貸与パソコンを操作して、原告データサーバにアクセスし、遠隔操作ソフトを使用して、私物パソコンにデータ81件（リフォーム関連商品の仕入原価、粗利金額等）を転送して保存（刑事）	
H25・10・14		私物パソコンから外付けHDDに当該81件を記録させて複製し、領得（刑事）	
H25・12・31		原告を退職	
H26・1～		被告・上新電機にて、リフォーム事業を担当するスマートライフ推進部部长等として、リフォーム関連商品の販売企画等の業務に従事	
H26・1・21		被告・上新電機の社内において、2回にわたり、被告会社貸与パソコンから遠隔操作ソフトを使用して原告データサーバにアクセスし、データ4件（販売促進方法等）を転送して保存し、取得（刑事）	
H27・11・13		不正競争防止法違反被告事件において、懲役2年付執行猶予3年及び罰金100万円の判決（確定）	
H28・4・25	原告は、被告P1及び被告上新電機を相手取って大阪地裁に提訴		
R2・10・1	大阪地裁で判決		

👉 管理対策：日常体制＋節目調査（社内SWAT）

👉 捜査機関に対する早期相談 / 専門調査会社による証拠確保

実務上の壁

1. 被告会社に対する刑事捜査

→ なぜ、被告会社は起訴されていないのか？（転職者個人の不競法21条I③領得・④開示が起訴されても開示を受けた転職先の⑦使用・開示は起訴猶予）

2. 刑事捜査による証拠収集の限界

→ 被告会社による「取得」の証拠と「使用」の証拠

3. 民事訴訟における証拠収集の困難さは相変わらず

- (1) 被告会社による「取得」
- (2) 被告会社による「使用」
- (3) 損害の立証

4. 不競法5条の2（使用推定）を適用した判決はまだない

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

The screenshot shows the IPLNet JAPAN website. At the top right, there is a navigation menu with links for various languages: > TOP > English > 中文 > French > Indonesian > Turkish > Vietnamese > Portuguese > Korean > Thai > Myanmar > Links. Below this is a main navigation bar with buttons for Home, About Us, Activity, Local Divisions, Members Only, For Visitor, and Contact. The 'For Visitor' button is highlighted in red. A secondary menu is open under 'For Visitor', showing '知財Q&A', '知財よもやま話', and '営業秘密官民フォーラムメールマガジン'. The latter is circled in red, and a large orange arrow points to it from the right. Below the navigation is a banner with the IPLNet logo and a map of Japan. The main content area is titled 'Services' and contains three columns: 'ご相談' (Consultation), '弁護士知財ネットとは' (About IPLNet), and '会員専用ページ' (Members Only Page). Each column has an icon and a brief description of the service.

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

2020年6月号～2021年5月号

- ソフトウェアの営業秘密による保護
- 営業秘密漏洩の早期発見
- 農家側から見た情報管理の課題
- エンターテイメント・コンテンツや広告表現などの設定等に関するアイデアと秘密情報による保護
- 営業秘密のセーフティネットとしての限定提供データ保護制度の活用法
- 米国企業が提供するクラウド型サーバに保管された秘密情報の持ち出し行為に対する証拠収集としてのディスクバリの活用
- 営業秘密が吸い上げられる事例
- 営業秘密の「使用」が認められた事例
- 他人の技術情報を不用意に受け取ってはいけない
- 営業秘密として保護されるための非公知性が認められた事例
- 顧客名簿などの「顧客情報」が営業秘密に該当するかどうか争われた場合、裁判例ではどのように考えられているか
- 営業秘密の侵害を理由に損害賠償請求が認められた事例 大阪地裁令和2年10月1日判決（平成28年（ワ）第4029号）